



宮崎県公報

平成22年5月16日（日曜日） 号外 第42号

発行・印刷 **宮 崎 県**

宮崎市橋通東 2丁目10番 1号

発行定日 毎週月・木曜日

購読料（送料共） 1年 36,000円

目 次

頁

告 示

○家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更 ----- (畜産課) 1

告 示

宮崎県告示第 292号の3

家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更（平成22年宮崎県告示第292号の2）を次のとおり変更する。

平成22年5月16日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 搬出を制限する区域

(1) 搬出を制限する家畜の種類

牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし（生体に限る。）

(2) 搬出を制限する物品

病原体をひろげるおそれのある物品

(3) 搬出を制限する区域

平成22年宮崎県告示第 292号の2の1の③に掲げる区域に、以下の区域を追加する。

ア 宮崎市佐土原町下田島、佐土原町上田島、佐土原町下那珂、佐土原町東上那珂、佐土原町西上那珂、佐土原町下富田、佐土原町伊倉、佐土原町石崎1丁目、佐土原町石崎2丁目、佐土原町石崎3丁目、佐土原町松小路、大字塩路の一部（下川及び野狐）、大字島之内の一部（堂山、四本松、鷺取、境下、日下、森田、成尾、梶山、内ノ丸、野中、城川、櫛、苅溝、瀬木、保瀬方、新開、岩瀬、久保田、保木下、堀内、北浦、松ヶ崎、田代、田中、前田、不動坊、新川、北山、古川、拂崎、梶田及び下ノ藪）及び大字広原の一部（柳、野田、稲荷出、志戸前、前原、堀田、上大迫、北藪、宗源寺、武俣迫、塚森、三枝、高尾及び境田）

2 移動を制限する区域

(1) 移動を制限する家畜の種類

牛、水牛、めん羊、山羊、豚、しか及びいのしし（生体に限る。）

(2) 移動を制限する物品

病原体をひろげるおそれのある物品

(3) 移動を制限する区域

平成22年宮崎県告示第 292号の2の2の③に掲げる区域に、以下の区域を追加する。

ア 新富町大字三納代の一部（篠山、蓑崎、向牟田、岩崎、井手下、市牟田、篠目、地神、前牟田、田尾、突原、瀬ノ口、石田、川添、矢床、奥、尾迫、比良、鑑、南原、唐ヶ山、平伊倉、藏藪及び新開）、大字日置の一部（浜田、石神、中

伏、今別府、口ノ切、奈良木、宮田、代ノ田、中ノ丸、轟、沖ノ浜、大楽、猪ノ尻、野中、祭田、下六反田、岩脇、池田、松添、張切、塩治、大迫、太郎兵衛迫、南迫、城ヶ尾、宮ヶ迫、隅ヶ迫、坂ノ下、常林寺、古藪、上ノ藪、船ヶ迫、上石川、下石川、白砂、通山、木戸口、倉藪、小牟田及び浜）及び大字新田の一部（溜水、瀬ノ口、須田貫、猪之尻、上新開、岩瀬、湯の宮、湯牟田、下川床、精曾、深田及び平伊倉）